

昭島市立清泉中学校PTA慶弔規定

第1条 < 本規定の根拠 >

本固定は、昭島市立清泉中学校PTA会側第一章第2条に基づき定める。

第2条 < 慶弔見舞金 >

本規定は昭島市立清泉中学校に在学する生徒及び同中学校PTA会員に適用される。

(1) 生徒及び会員が死亡した場合の弔慰金

ア. 生徒の場合	10,000円
イ. 生徒の保護者の場合	10,000円
ウ. 教職員の場合	10,000円
エ. 教職員の配偶者の場合	10,000円

(2) 生徒及び会員が傷害、病気の場合

ア. 生徒の傷病見舞い (入院1ヶ月以上)	5,000円
イ. 教職員の傷病見舞い (入院1ヶ月以上)	5,000円

(3) その他、必要と認められる場合は、本部役員会の協議のよって決め、運営委員会に報告をする。

第3条 < 餞別品 >

教職員の転退職の際には、本部役員会で協議し餞別品を贈る。

第4条 < 部活動奨励金 >

部活動の振興援助を目的として、下記ア、イに該当する部に対して、記載の金額を上限として援助する。但し、その年度の予算状況や派遣先等を考慮し、会長が会計役員と協議し決定する。

ア. 関東大会出場部	10,000円
イ. 全国大会出場部	30,000円

第5条 < 規定の改正 >

本規定に改正の必要が生じた場合は、運営委員会の協議により決定する。